

平成17年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成17年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 高久好一議員
1. 介護保険について
 2. 平和行政について
 3. アスベスト被害について
 4. 障害者「自立支援」法について
- 14 番 玉野 宏議員
1. 那須塩原市の地域特性を生かした循環型コミュニティーづくりについて
 2. 国際観光都市那須塩原市について
 3. 農地の利用について
 4. 学校給食と食育について
 5. 那須塩原市のシンボル「緑豊かな自然と美しい環境」に沿ったまちづくりのために
 6. 車座談議について
- 日程第 2 議案の各常任委員会の付託について
- 日程第 3 決算審査特別委員会の設置及び議案の委員会付託について
- 日程第 4 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高橋昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

織 田 哲 徳 君
田 口 勇 君

農業委員会
事務局 局長

八 木 源 一 君
塩原支所長 櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 渡 部 義 美

議事課 課長 石 井 博

議事調査係 係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は32名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。
発言通告者に対して、順次発言を許します。

◇ 高久好一君

- 議長（高久武男君） 5番、高久好一君。
〔5番 高久好一君登壇〕
○5番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。

5番、高久好一です。ただいまから一般質問を行います。今回は時間内におさまるかどうか判断つきませんので、早速始めていきます。

1番、介護保険のホテルコスト導入、負担増の影響と迫られる対応について伺います。

予防介護導入による軽度サービス給付制限、地域包括センター創設による自治体の保健機能の縮小など、国の財源を削減することを目的とした今回の改正は、高齢者の生活保障どころか、命の保

障も厳しくすると言わざるを得ません。憲法25条の精神にそむいた介護保険制度の改悪として、社会保障費の汚点となるものと思われま。高齢、病気を抱えて生活障害を抱える高齢者と、その家族にとって深刻な問題だらけの制度になろうとしています。10月から介護3施設で実施されるホテルコストの導入など、緊急な課題について質問するものです。また、施設の入所については、これまで入所基準が要介護1以上の認定者とされていたのが、要介護2以上に制限されました。

介護報酬について、施設側に対する介護報酬額が、食費、居住費を保険から対象外にすることに伴って減額されます。この問題について、参考人として意見陳述した伊藤周平鹿児島大学教授が、「介護保険自体が政令、省令等への壮大な白紙委任立法であり、重要事項の決定に関して立法府としての国会のチェックがきかない、国会の自殺行為に等しい」と指摘しています。

ホテルコストの導入の問題点です。ホテルコストの導入によって、従来型個室の利用者を例にとると、居住費だけでも月5万円という年金額を超える負担増を強いられます。その負担に耐えられない場合は、施設から自宅の戻らざるを得ません。しかし、労働、雇用の環境が厳しくなる中、家庭で介護ができる市民は年々減少しています。家族介護力の低下、頼る家族がいない独居、老人だけの老老家族がふえ、行き場のない高齢者が増加するものと予想されます。

通所サービスも食費を自己負担とし、利用を抑制することは、在宅の高齢者の食事の保障を乏しくするだけでなく、外出の機会や入浴の機会も減るなど、身体の清潔を初め高齢者の健康にも影響が出るのが予測されます。

市の実情と対策について伺います。

- 1、当市の新予防給付該当者数は何人ですか。

2、介護保険に占める割合はどのくらいですか。

10月から法改正にかかわる低所得者の軽減措置は、利用者の申請に基づいて認定し、自治体から負担軽減額認定証が交付されて実効あるものとなっています。補足給付の対象者は介護を利用している認定者ですが、給付を受けるには新たな申請が必要です。10月から負担軽減を実施するために、今後利用者が入所する介護事業者並びにその事務に当たるケアマネジャーなどを対象にした説明会を開催し、給付の理解を求め、その対応を行わなければなりません。該当者に漏れなく実行することが必要です。

しかし、この実務に対応する事業者への介護報酬は設定されていません。したがって、早急かつ適切な対応ができるのは自治体にほかなりません。介護を必要とする高齢者の安心してサービスが受けられる公的責任を果たすためにも、自治体の責任でこれらの実務の進行管理をすることが重要と考えられます。利用者、家族などの保証人に対する制度説明が必要になります。

制度改悪に伴って、ホテルコストの負担がふえることはマスコミ等で伝えられていますが、具体的内容については行政の説明が行われているのでしょうか。利用者負担額については、利用者に対する説明と同意を得なければならないとされています。事業者、介護の担当者任せにすれば現場は混乱し、行政に対する不信が募るでしょう。自治体の取り組みが必要です。

そこで伺います。

10月からの変更に対する周知と対応はできていますか。

2、新予防給付の実施は、原則は来年4月とされていますが、市町村等の準備ができるまで2年間おくらせることも可能とされています。こうした規定を活用して、少しでも高齢者の支えになる

考えはありますか。

これらの問題の自治体責任による解決は緊急的な課題です。介護保険発足の理念である介護の社会化は、たった5年で作為的に失われようとしています。保険あって介護なしから、保険を口実に介護保険の放棄へと変化していると言わなければなりません。それは、利用者の処遇条件の低下にもつながります。実際2003年の介護報酬が引き下げられてから、利用者の死亡を含む介護事故が頻発しています。

昨年11月、厚生労働省は全国介護保険担当課長会議において「介護給付適正化推進運動の実施について」を示し、介護給付の1%程度の抑制を運動の目安として取り組むことを、都道府県、市町村に求めています。そのため、本来認められている訪問介護の家事援助まで削減している自治体も生まれています。しかし、利用者が必要な介護を受けられず重度化すれば、施設の入所につながります。介護給付費が膨らむことも必至です。自治体が公的責任を果たす上でも、高齢者の生活実態を踏まえることが必要です。

そもそも社会保障や介護は、国の制度の確立とともに地域で支えることが必要です。だからこそ自治体が住民の実態を把握し、介護サービスへの問題提起をしていくことが重要です。衆議院の参考人質疑では、城西国際大学教授の服部万里子参考人が、今、介護予防ケアプランを作成できる保健師は全国に3万8,350人しかおらず、150万から160万のプランをつくるのは不可能と発言し、ケアマネに委託する場合も、プラン作成の指示、決定、評価は保健師が行うよう厚生労働省が文書を出しており、とても対応できないと答えました。

そこで伺います。

1、地域支援事業、不可能と言われたケアプラン作成の対応策を聞かせてください。

2、地域密着型のサービスについてはどうですか。

次に移ります。

平和行政についてです。

戦後60年目の節目の年です。日本は侵略戦争と植民地支配を反省し、平和な国づくりを世界に誓いました。これが日本の戦後政治の出発点です。日本の外交が大きく行き詰まっています。特に、アジアでの孤立が目立っています。アメリカの要請に従ってイラクに自衛隊を送り、有志軍が孤立を深め、首相、閣僚の靖国神社への参拝や、つくる会の歴史教科書の採択に見られる動きと、偏狭なナショナリズムに戦後世界の歴史を書きかえようとするものとして、世界が日本に「ノー」を突きつけたのです。日本外交を大きく転換しなければならぬ時期を迎えていることは言うまでもありません。

去る8月22日、那須塩原市平和施策要請団が市長に時間をとっていただき、総務部長も同席の上で、那須塩原市では6月の本会議において、市長提案のもと、非核平和都市宣言を、改めて新市でも全会一致で採択されたことを感謝しています。市民が総じて那須塩原市の良識として受けとめていますという報告と、3つの要請がありました。

1、西那須野支所にも非核平和都市宣言の塔をつくっていただきたい。2、平和図書の購入をして、語り伝える広島・長崎を当市の小中学校と図書館、その分館にも備えてください。3、広島・長崎の原爆慰霊式典に中学生や青年の代表を送り、非核平和都市宣言の実行と普及に努めていただきたいという3つの要請でした。

私も4月の選挙に、世界に誇れる憲法9条を守ります、戦争のない日本を目指します、こういう公約を掲げていましたので、公約実現の立場から参加させていただきました。要請後、数日して西

那須野支所に非核平和都市宣言の懸垂幕が久しぶりにはためいていると聞いております。

そこで、那須塩原市の現在行われている平和活動について伺います。

1、非核平和都市宣言を6月の議会で全会一致で議決しているにもかかわらず、車座談議の中で市民の質問に、予算をつけることは考えていないと答えたのはどうしてですか。全会一致で議決した重さに、予算で裏づけを求めるものです。

2、西那須野支所にも非核平和都市宣言の塔を要望します。黒磯市の宣言塔の補修はいつでしょうか。現在のままですと、並木の枝で那須塩原市の良識が隠れてしまって見えません。旧黒磯市のシンボルマークだけが判読できる状態です。

3、那須塩原市で行われている平和活動についてどのくらい知っていますか。

4、宇都宮市、小山市のように人口10万人以上の市では、平和行政に250万円ほどの予算をつけ、市民の自由参加による絵画展、作文、平和図書月間を設けて平和教育を行っています。新しい那須塩原市で、市民対象の平和行政に予算と実行を求めるものです。

アスベスト問題にいきます。

国民の不安にこたえ、調査・対策を求める取り組みを6月末から7月にかけて、石綿アスベスト製品を製造していたメーカーから、製造工場、労働者及び周辺住民に肺がんや中皮腫の死亡例など深刻な健康被害が出ている事態が相次いで発表されました。工場から飛散したアスベストの吸引が原因とされており、労働者とその家族、住民の不安が大きく広がっています。

8月25日、新たに特別措置法で補償すると政府は方針を決めました。労災や公害健康被害補償法の対象とならなかった被害者を救済するのがねらいで、事実上、アスベストを公害とみなすことに

なります。アスベストの健康被害は、石綿を吸ってから30年以上して発症するケースが多く、現在、死亡から5年に規定されている労災申請の事項にはばまれ、補償を受けられない元従業員も多数います。新法はこれらの元従業員も救済の対象にする、財源については石綿を使用、製造した業界や労災保険など一部から集めることと検討している、8月26日付の下野新聞です。

この間、急にアスベスト問題が出てきたような感じを受けるのは、背景の一つにILO162号条約の批准について、今度の国会——前の国会ですね——6月末から審議が行われることになっていたからです。日本政府はアスベストの使用禁止、国内法の整備を怠り、国際条約ができて19年間も批准してこなかったわけですが、今度の国会審議を前に、クボタやニチアスなど従来の秘密扱いでなく、使用状況や被害実態についてみずから公表する方向に転換したわけです。もちろんこの間の被害者や遺族の皆さんの粘り強い運動が、こうした転換の背景にあることは明らかです。しかし、その対応はまちまちであり、問題の全体像を明らかにする点で、必ずしも誠実に対応しているとは言えない状況です。ですから、引き続き事業者に対し、全容を明らかにさせることは重要な課題です。

国際的な疫学調査によると、がんの一種中皮腫の七、八割がアスベストによるとされています。一方で、日本では1995年から2003年に約6,000人が中皮腫で死亡していることが確認されていますが、その間の労災認定は284人と大きな差があり、海外の研究者に、なぜ日本ではアスベストの労災認定が低いのか、被害の把握が不十分との指摘が出ていました。アスベストの被害実態は日々新しい状況拡大が報じられていますが、非常に広範囲なものであることから、アスベストの潜伏期間が

肺がんで10年、中皮腫が30年から40年と言われていることにも合致するものです。

そこで伺います。

1、那須塩原市における市民の相談窓口の設置について考えていますか。

2、医療機関との連携はできていますか。

現在に至っても、少なくとも50カ所以上でアスベストの製品が製造、加工されていることが明らかになっています。8月3日付毎日新聞です。廃止された工場の実績も含めて、その全体像を明らかにする必要があります。1987年の調査は、対象品目が少なく、今でも多くの学校や公共施設で石綿を含んだ建材が使われています。

そこで伺います。

1、学校や公共施設での石綿の使用状況と除去対策はできていますか。

2、5%未満を含む吹きつけロックウールその他についても調べていますか。見つかった場合の対応はどうですか。

那須塩原市では、7月26日黒磯地区、8月3日は西那須野、塩原地区の消防団の火気点検が行われました。初めて近くで拝見させていただきました。日夜、地域を火災や災害から守る意識の高さと、その活動に対して改めて敬意を表するものです。

静岡県浜松市と長崎市の消防本部局に勤務する消防士2人が、アスベスト石綿との関係が深いとされる中皮腫を発症していることが、31日、総務省消防庁の調査で判明しました。このうち長崎市の消防士は既に死亡、いずれもアスベストの吸引が原因かどうかは不明、9月1日付下野新聞の報道でございます。

そこで伺います。

アスベスト類を含む建物の消火にも当たる消防士、消防団の健康と士気にもかかわる問題である

と思います。

1、消防士、消防団の空気酸素呼吸器、防じんマスク等の対応はできていますか。

2、防火服、防護服、はんてん、手袋に石綿は含まれていませんか、答弁を求めます。

4番、障害者自立支援法について質問いたします。

障害者への福祉サービスに一律の負担を強いる障害者自立支援法案、この法案の成立を許さない障害者の運動が全国的に広がり、委員会の前日、8月5日には1万1,000人の障害者や家族が集まり、国会へデモ行進しました。多くの障害者団体、民主団体、市民が国会に詰めかけ反対する中、衆議院の解散を受けて廃案になりました。しかし、小泉内閣は再提出を示しています。

この法案の最も重要な問題は、障害者の生活を破壊する大幅な負担増を求めていることにあります。障害者の社会的支援はマイナスからの支援であって、決して応益の論理で解決されるものではありません。法案では、一応低所得者のための上限設定など、配慮の激変緩和的措置がとられていますが、措置期間は3年程度で、多くの支援を必要とする障害者ほど大幅な負担を強いられることに変わりはありません。福祉の自己抑制、受給抑制を行わない限り、現在の基礎年金などの所得保障では、生活そのものが成り立たないような負担増になることは明白です。

国会で廃案になったものを想定して質問するのはどういうものかという問題もあります。しかし、成立していたならば、この新法案は、成立後、正式な制度移行は2006年4月からの実施であったにもかかわらず、その一部である制度利用における定率負担、自己負担については、大変障害者に大きな負担を求めるものです。担当課では、医療関係では今年10月から実施、福祉のサービスの一部

については2006年1月のスタートとするとしていました。既に新年度予算で利用者の負担反映を前提に、政府は81億円の予算減額をできてしまっているという事態が起きました。その結果、那須塩原市においても、対応する部署は、つくったりやめてみたり大変だと思いますが、10月から対応ということで準備してきたと思いますので、質問いたします。

廃案で2005年度の国の予算が不足する可能性があるという記事が8月9日付下野新聞に載りました。当時の当面の予算不足になるような不安はありませんか。その対策はありますか。

先日伺ったところ、それは国の予算であって、県から連絡が来ていないので、こちらの予算が不足することはないと思うというお話でした。そのとおりでよかったのでしょうか。

2、障害者に負担だけを求めるならば、耐えられない多数の障害者を生み出します。その対策はありますか。自立のための支援法であるならば、障害者の実態をよく知らなければなりません。

3、那須塩原市にある施設で働く障害者の給与額はどのくらいですか。

4、養護学校の高等部を卒業し、就職できる障害者の比率を知っていますか。答弁を求めます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

5番、高久好一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、平和行政についてお答えをいたします。

平和行政についてでございますけれども、現状では、教育の現場においては子供たちに平和のとうとさについての教育を重要な取り組みと考えておりますが、市の主体的な事業としての取り組み、予算計上等の対応につきましては、非核平和宣言都市に合わせて、看板改修について補正予算での予算措置を行っております。

また、これらの看板や塔の設置、改修についてであります。役所本庁舎前にあります看板の改修は、公共施設にあります市町名の看板書きかえにあわせて実施することで調整を進めております。今月中には改修できる予定でございます。

西那須野支所につきましては、常設の看板としての塔の設置はなされておりましたが、以前に庁舎に合わせた懸垂幕を下げておりましたので、現在、これにより対応しております。

なお、塩原支所においては常設の看板として設置してありますが、一部書きかえを予定しております。

次に、市民対象の平和行政について、宇都宮市、小山市などの例を示されましたが、那須塩原市としては、ふだんの教育の中で平和のとうとさ、原爆の恐ろしさについての教育を行っておりますので、これらに加えて、児童生徒の平和記念式典等への派遣などは現在考えておりません。

このほかにつきましては、市民福祉部長、総務部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） まず、私の方からは1点目の介護保険からお答えをいたします。

介護保険法の改正に伴う市の対策についてですが、今回の制度改正においては、予防重視型システムへの転換ということで、要支援、要介護1の軽度な方々のサービスが新予防給付に変更になります。しかし、これまで受けてきた訪問介護等の

サービスは、地域包括支援センターのケアマネジメントにおいて、必要なサービスは継続して受けられることとなります。これによって、介護保険制度の本来の目的である自立支援に向けての事業を行っていきたいと考えております。

該当者数と介護保険に占める割合につきましては、市の認定者のうち要支援と要介護1の認定者数は、合わせて1,221人となり、要介護認定者総数の約48%を占めますが、新予防給付の対象者は、このうち心身の状態が安定していない方や認知症等により、新予防給付の利用に関して適切な理解が困難な方を除いた方が考えられます。

次に、施設給付の居住費と食費が介護保険給付の対象外となりますが、施設入所者のうち約70%の方が加重負担とならないために、所得に応じた負担限度額を設けて負担の軽減措置を図るために、創設する特定入所者介護サービスの給付該当となります。

また、制度改正の周知方法については、市広報と指定介護保険施設及び居宅介護支援事業者を通じて利用者への周知を考えております。

次に、新たなサービス体系としての地域支援事業、地域密着型サービスの4月からの対応についてですが、要介護状態になるおそれのある方々に対する地域支援事業につきましては、これらサービス事業の対象者のマネジメント、総合相談等を担う地域包括支援センターを設置して事業を行う考えでおります。

また、地域密着型サービスにつきましては、第3期介護保険事業計画における日常生活圏域ごとに、市としての整備目標等を適正に設定して対応していきたいと考えております。

次に、4項目目の障害者自立支援法についてお答えをいたします。

平成17年度につきましては、現行法で障害者施

設入所通所者178人、在宅生活支援関係で414人の補助費を計上しております。財源は負担率2分の1の国庫負担金、補助率4分の1の県補助金を充当する予定になっております。

廃案になりました障害者自立支援法についてですが、今後については、現時点で国からの具体的な情報は入っておりませんので、今後の国・県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、当市で働く障害者の給与額についてですが、市内には障害者支援費対象の授産施設が3カ所ございまして、知的障害者が通所し、社会に適応するための職業訓練を受けております。給与額は施設により仕事の種別や工賃の配分方法の違いがありますが、例えば30名定員の施設の月額最高工賃は3万800円、平均では8,897円となっております。また、身近にある平成16年度の養護学校の例で、高等部の卒業生は46名、就職した障害者は3名、就職率は6.5%となっております。

以上であります。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） アスベスト問題に関します市の相談窓口につきましては、県の対応部署に合わせまして、健康被害につきましては市内の各保健センター、特定粉じん搬出等の作業については各支所の環境担当課、一般住宅の建材、アスベストの分析などについては市役所の建築課、労災補償制度につきましては、各支所の労働関係担当課にそれぞれ窓口を置くことといたしました。

また、医療機関との関係につきましては、県や関係機関から具体的な方針などが示されておられませんので、十分な調整がなされていないというふうなものが現状でございますが、今後、関係機関と情報交換を行いながら、周辺市町村と同様の対応に配慮してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の使用実態調査につきましては、先日の東泉議員に対します市政一般質問の際にご答弁申し上げた内容でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

消火活動等従事者への防じんマスクや空気呼吸器の配備状況についてでございますが、消火活動の際に着用いたします空気呼吸器、これは顔全体をマスクで覆うものでございます。アスベストなどの粉じんのほか、煙、有害ガスにも対応する機能を持っておりまして、消防本部並びに消防署各分署に配備されている状況でございます。

また、消火活動中の被服等にアスベストが使用されているか否かということがございました。これにつきましては、アスベストは使用されておられません。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） それでは、再質問をさせていただきます。

介護保険のほうなんですけど、話のほうは大体わかりました。ただ、新予防給付の実施の問題で、原則、来年4月ということで、早乙女議員に、2年間おくらせることはしないというような話がありました。こうした規定を活用して、少しでも高齢者の支えになる考えという点ではどうでしょうか。おくらせると何かあるんでしょうか。2年間の猶予期間を使うと、何かペナルティーとかそういうものは、私の調べた結果ではないように思うんですけど、それはどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 2年間の経過措置はございますけれども、経過措置をとらないということについての特別なペナルティーとか、指導とかいうものは、現在のところございません。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） そうすると、予定どおりやりたいと、そういうことだけなんでしょうか。

利用者の方からすれば、これは相当な負担になると思いますので、できるだけそういうものを活用していただきたいというのはほとんどの方の希望だと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

予定どおりやるつもりかということですが、確かに介護保険制度は法が成立して、法律を施行するためのいわゆる政令、いわゆる施行令並びに省令、いわゆる施行規則等が一度に全部整備されれば、非常に実行する側としてはやりやすいんですが、表現が適切ではないかもしれませんが、いわゆる小出しに出てくるものですから、非常に戸惑いはございますけれども、法が成立した以上、保険者である市町村が法の実施時期であります明年の4月1日実施に向けて取り組む姿勢で進むべきだと、こんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） わかりました。利用者が非常に負担を強いられるという点に関して、やはりできるだけいろいろなこういった規定を使って、軽減をしていただきたいという要望をしておきます。

それから、ケアプランの問題なんですが、衆議院での参考人で、人数が少なく150万から160万の人に対してプランをつくるのは不可能と発言しているということもあり、下野新聞の報道なんかでも、宇都宮では委員を増員しているという、そういう報道もありました。那須塩原市において、委託するんだというような話も聞いておりますが、その対応なんかはどうなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたしま

す。

まず初めに、負担増負担増というお話をされておりましたけれども、確かに本年10月1日から、いわゆる介護施設に入所している方のホテルコスト、いわゆる居住費と食費については負担の公平化ということで、現状でも居宅サービスを受けている方は食費というのは自分持ちですから、それらの整合性、いわゆる負担の公平性を図る上で本人負担ということになったわけです。そういう面での負担増ということをおっしゃっているのかとは思いますが、これにつきましては、第1段階から第3段階までの方は、当然上限額がございまして、その分の差額は特定入居者の介護サービスということで、今回補正予算にも計上させておりますし、いわゆる包括支援センターとの負担増とは直接のかかわりはない、こんなふうに考えております。

それと、ケアプランの作成の関係ですが、確かにそれは政府委員の中でそういう発言があったのかとは思いますが。現実に包括支援センターが行う3つの業務に対応するための人的要件として、相談あるいは高齢者の虐待防止、それから県利用の事業に当たる社会福祉、あるいはケアプランを策定する保健師、なおかつケアマネジャー支援のための主任ケアマネジャー、この3人の方は要件としてあるわけですが、先般行われた都道府県の担当課長会議の席で、厚生労働省のほうから、ただいま高久議員がおっしゃったような理由で、外部に委託が可能ですよという情報は、県を通じて私どもにも流れてきただけで、現実的にそれが決まったかどうかということも、まだそういう流れでいくかというのは、ちょっと現段階では判断がつかいませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） わかりました。まだ現段階ではわからないということなのですが、介護保険施行、2000年から今まで来たわけですが、高過ぎる保険料や利用料の問題、特養ホームの34万人と言われる待機者がふえ続けて、保険あって介護なしという事態が広がっていること、介護の質の向上に欠かせないホームヘルパーの労働条件など、実施以降5年間で明らかになった問題点を改善することを求めて、次の平和行政に移りたいと思います。

平和行政のことで、那須塩原市で行われている平和を求める活動についてのお答えはなかったように思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 市長の答弁の中で申し上げてまいりましたとおり、通常の学校教育、そういった中で行われているというふうに申し上げたかと思えます。

特に特別な形での平和教育、そういったものを実施しているという状況にはございません。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私が言ったのは、教育の中だけの問題ではなくて、一般的に市民によるという立場での質問だったと思うんですが、お願いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 行政として取り組みをしているか否かということでございますが、特にそういった平和に対する行動、そういったものはやっていないといったものが現状でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 行政としてやっているということとあわせて、やっていないというのはわか

りました。

市民の中で行われているそういう活動について、どのくらいご存じでしょうかということなんです。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 高久議員さんが先ほどの質問の中でお話をされました那須塩原市の非核平和施策要請団というものがございましたですね。そういったものについては承知しておりますが、全体的な市民の活動、隅々までは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 那須塩原市を含めてあるんですが、現在、7月前後から8月にかけて平和大行進というようなものが行われております。喜連川の東臨寺というお寺では、原爆の残り火がともし続けられてきました。この原爆の火を分灯していただいて、那須町から栃木県の、もちろんこれは北海道の礼文島から出発する行進なんですが、その中で栃木県の市町村をくまなく行進し、埼玉県に引き継ぐ大井中央コース、広島・長崎で行われる原水爆禁止世界大会につなぐ日本縦断の行進ということで、これは毎年行われております。今年は節目の年で、世界大会は広島で9,000人、長崎で6,000人が参加して、29カ国が参加して行われました。毎年市長と議長からいただいた募金は、この大会の参加に使われております。黒磯では、行進したのは7月3日、参加者約20名です。西那須野町では参加者30名、大雨の中ですが、30名が参加して行われました。

それから、ぜひこういうことをやっていただきたいという中で、平和図書とか予算づけとかという話を今までしました。そのほかに、市の映画フィルムを借りて、教育委員会から後援をいただい

て、平和を願う写真展、映画「人間を返せ」、ビデオ「アウシュビッツ」、こういう催し物が行われております。参加者は約100名です。西那須野町では「この子たちの夏」、朗読劇ですが、これは120名ぐらいの延べ参加人数がありました。それから、10月には西那須野町公民館まつりで原爆写真展、いずれも14年、15年続いている活動です。

予算の話が、予算は考えていないと、今のところは看板だけというような話でした。これは私たちの要望なんです、日本が世界で名誉ある地位を得る道は、さきの戦争で、アジアでは2,000万人、日本では310万人のとうとい命が奪われました。その痛苦の反省に立って、侵略戦争と植民地支配を反省し、それを行動と教科書にしっかり反映させることが大切だと思います。今こそ戦後60年の節目の年、日本の平和行政を世界に示すことが求められています。那須塩原市の平和行政に予算づけと実行を求めるものということです、要望しておきたいと思います。

アスベストの問題にいきます。

アスベストのほうは、既にお答えしたという話がほとんどでした。消防士の顔全体を覆うもので、アスベストにも有効だというお話でした。

学校教育現場でのアスベストのほうはお答えしたとおりだと、東泉議員にお答えしたとおりだといことでしたのですが、文部科学省から8月5日付で通知が来ているのではないかと思います。理科の実験に使うアスベスト鋼とか、調理の時間に使う手袋ですか、これにアスベストが使われているのではないかと。使われていた場合には使われていない製品と交換するよという通知が来ているのではないかと。思うんですが、これについてはどうですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 確かにその通知が来

ておりまして、現在、調査中となっております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 那須塩原市の調査結果は11月ということでした。これは東泉議員の質問にそう答えていると思います。現在わかっているところで、中間発表は考えられませんか。

それから、那須塩原市は先日、アスベスト対策の部課長会議を設置したという話もありました。市民を早く安心させて、周知させるために、広報、マスコミ等への発表とか、そういうものは考えていませんか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 現在、アスベストのチェックをしている状況でございます。中間発表あるいは報道機関に対する情報の提供、そういったものについては、多少まだお時間をいただかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） わかりました。

それでは要望です。三菱長崎造船のじん肺訴訟で闘っている退職者は、原告の76%が石綿肺の予備軍だと石綿問題で闘っていました。しかし、少なくとも退職者の間では、職場で石綿が使われていたこと自体知らないという場合もありました。そうした人にも相談活動を始め、きちんと救済されなければなりません。住民の命と健康を守るために、企業と行政の責任追及、生活相談に取り組むことが大事だと思います。

研究者の発表によれば、今後40年間に10万人のアスベストによる死者が発生するとの推定もあります。不法投棄を告げる記事も新聞に出始めました。アスベスト問題は長期にわたる取り組みが必要になります。それを見通して、国・県とも連携し、市民の健康と命を守るために必要な体制をと

ることを要請いたします。

続いて、4番目の障害者自立支援法に移ります。

那須塩原市で、施設で働く障害者の給与額、私
が知っている額よりもかなり高い方もいて、3万
ちょっとあると、平均は8,000幾らというふうな
お話でした。就職の比率は、私たちのほうが押さ
えていたのは、東京のほうで約20%、それに比べ
ると那須塩原市は6.5%。こういう差があるとい
うのは、これは地域的な格差ということで、これ
はしょうがないかと思いますが、法案が廃案にな
ったということもあって、私たちがこれだけ内容
がひどいものですから安堵はしているんですが、
やはり障害者をお持ちのお父さん、お母さんは、
こういうものが出てくると、子供が自立するため
に、国の保障とか市の保障なども大変大きな比重
を占めてくるということになります。それで、施
設を利用するにしても、こういった障害者年金、
自分の収入を合わせても、はるかに大きな負担を
強いられるような形になります。小泉内閣は再提
出をするという方向で動いているとも、新聞でも
報道されております。

そういう中で、そうした障害者に大きな負担を
求めるこの法案、地域でもしっかり支援していかな
ければならないという思いを込めて、二度と再
び福祉破壊法の改悪を国会に提出できないように、
総選挙できっぱりと審判を下すよう頑張る決意を
述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で5番、高久好一君の
市政一般質問を終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

—————◇—————

◇ 玉野 宏 君

○議長（高久武男君） 次に、14番、玉野宏君。

〔14番 玉野 宏君登壇〕

○14番（玉野 宏君） 議席番号14番、玉野宏で
す。よろしく申し上げます。

最後の一般質問ということで、あえて、なるべ
く後ろでお聞きしたいなということがありました。
それは、車座談議ということがさまざまな可能性
を含んでおる、また、どうなのかなということが
あるものですから、皆様のお声も聞いた上でお聞
きしたいということで、あえてこの番号を選ばせ
ていただきました。

時代が変わるときには大きな自然災害が続くと
言われております。アメリカに特定したことでも、
ハリケーンの問題です。これは大きな自然災害で
すけれども、一方、工業化されたアメリカの農業
は、地下水をどんどんくみ上げて、農地の放棄と
いう人的な問題、非常にこれはアメリカと言われ
るのか、全く相反した問題が起き、とても驚いて
おります。また地球温暖化、ヨーロッパまで広が
った鳥インフルエンザ等の問題は、世界の問題と
今、私たち1人1人が生きていく考え方、その方
法、それは世界共通のコインの裏と表の関係にあ
るということが言えると思います。1人1人が人
として、家族として、市民として、国民として、
世界を生きる人として、このコインの課題をしっ
かり持ち続ける必要があると思います。

日本では、バブルがはじけ、失われた10年と言
われておりますが、失われた10年と区切れるもの
ではないと思います。まだ、そこから抜け切れな

いさまぎまな問題があります。失われた10年と言われるものを3つに分けて考えてみますと、1つ目がバブルのときでございます。2つ目が、失われた10年を続けている、それから3つ目は、バブルを契機に新しい生き方を見つけ出した人や会社や地域のグループがあると思います。この3つのグループがあることが、次第次第にだれもが見える時代になってきました。

整理してみますと、1のグループは、いまだバブル機能手法を続けているということです。2つ目のグループは、目的を見出せず、内部から壊れていく会社、グループだと思えます。そして、3番目のグループは、世界共通のコインを手にして、新しい生き方を目指す人、会社、地域だと思えます。

時計の振り子が揺れ続け、今、日本では極限に振れて、どの方向に戻るか、戻る姿が今見え始めました。大量生産、大量消費、これは限界、そこから戻ってどういう形でそれを受け入れるのか、大きな地域の問題になってきていると思えます。

間もなく選挙の投票日を迎えますが、小泉総理は冗談でこんなことを言った。総理が言ったのではなく、だれかが言ったそうですけれども、3人でトラックレースをしていた。外から、スタジアムから見るとよくわかります。3人で、1つのグループで走っていたそうです。小泉総理はやや後ろに走っていた人に、「君はおくれているよ、それも1周おくれだよ」と言ったそうです。総理と一緒に走っていたもう一人の人が総理に言ったそうです。「総理、あなたは1周おくれと言っているけれども、私から見たら、あなたも1周おくれいているよ」と言ったそうです。

今、社会の価値、生き方がどんどん変わるようになってきていると思えます。このグループ分けは国という形でも起きておりますし、地域行政と

しても起きておりますし、1人1人の人たちの中でも起きております。

同じバブルがはじけた北欧、スウェーデンは、バブルというものを短期間、3年、4年で解消したそうです。それは、だれもがわかった言葉を使い、その手段を用いたそうです。それは、企業がつぶれても人間がつぶれない、それを目指して協力して乗り越えたそうです。日本の場合は、企業がつぶれると人までつぶれてしまいますから、これは後々悲惨な問題を多々起こしていると思えます。

質問を通して、那須塩原市の目指す方向、どんなレースをして、どんな行政をしていくのかお聞きしていきたいと思えます。

まず、大きな1として、那須塩原市のこの地域性、特性を生かした循環型コミュニティーづくりについてでございます。

1、那須塩原市に新しく移り住んでくる人がふえるような提案をできる方法論はどんなものでしょうか。

2、高度成長が限界に達したような我が国において、観光立国が言われておりますが、これらを踏まえて、当市の次の目標及び時代の要請をどのように考えているのでしょうか。

大きな2として、国際観光都市、那須塩原市についてでございます。

1、国際観光都市と呼ぶための基準は何ですか。

2、国際観光都市の具体的な方策は何か。

3、今日と、これからの観光客が何を求めているのかということをごどのようにとらえておりますでしょうか。

大きな3として、農地の利用について。

耕作面積及び農業従事者の増減の傾向と、その背景と対応策をどのように考えておられますでしょうか。

2、市民農園面積の増減。借りたい方、貸したい方の傾向と対応策をお聞きしたいと思います。

3、有機農業と有機農産物に関心のある方が全国的にふえておりますが、その背景と、それを受ける当市の対応策をお聞きしたいと思います。

大きな4として、学校給食と食育について。

1、学校給食で使われる食材の主な生産地はどこになりますか。そのとき、構成率はどのくらいでしょうか。

2、那須塩原市の特色を生かしたメニュー、季節感をあわすメニュー、祝祭のメニューはありますか。そのとき主な食材は何でしょうか。主たる生産地はどこでしょうか。

3、学校給食の食材の地域自給率はどのくらいございますでしょうか。今後、どう考えていきますでしょうか。

4、空き教室などを使って、どう食べるかの指導を取り入れることは考えられないでしょうか。

大きな5として、那須塩原市のシンボル「緑豊かな自然と美しい環境」に沿ったまちづくりのために。

1、市政運営（産業、工業、農業、観光、福祉、教育）は、お互いにどのように補完し合っていますでしょうか。

2、市民の理解が不可欠と思います。その方法論はどのようなものでございましょうか。

6、車座談議について。

1、市政報告会をされてきた中で、車座談議、この会への市民の反応、意見はどのようなものがありましたでしょうか。

2として、車座談議の地域割はどのように考えられておりますでしょうか。

旧黒磯市には町内会という単位がありますが、車座談議の地域割とはどういう関係になりますでしょうか。

地域のリーダー及びテーマはだれが担うのでしょうか。

意見の集約はどこで行われるのでしょうか。

3、地域コミュニティーを充実させるために、括弧書きになってはいますが、市川市の場合はNPOを通じて1%の予算をつけております。考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 14番、玉野宏議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、6番の車座談議についてお答えをいたします。

まず、1の市政懇談会の中での市民の反応、意見についてであります。15か所の懇談会の中で提案を申し上げ、何人かのご意見をいただきましたが、市行政と市民のパートナーシップを、言いかえれば協働となりますが、ご理解をいただけたものと考えております。ただ、急に提案され、その場での意見も難しいということもありますので、後日意見がありましたらご連絡をお願いしたいということで、市民の皆さんのご意見も参考にまとめて上げたいと思っております。

次に、②の地域割につきましては、今回の市政懇談会と同様、黒磯地区が7か所、西那須野地区が6か所、塩原地区が2か所の計15か所の公民館単位で予定をしております。

また、地域のリーダーにつきましては、住民の方になっていただきます。テーマにつきましては、行政からの統一したテーマを提供する場合と、地域独自のテーマがあると考えております。意見の集約につきましては支所単位で行い、総合的な取

りまとめにつきましては企画部の総合政策室で行います。

3番目のコミュニティーを充実させるための予算についてであります。地域コミュニティーを充実させるために、千葉縣市川市の例を挙げてご提案をいただいたものと考えております。この市川市の例では、市民の手による地域づくりの主体であるボランティア団体やNPOなど、市民の自主的な活動に対し、市民の選択によって市税の1%を支援するものです。コミュニティーは、市民の手による自主的な地域づくりという点では同様な活動であります。本市では、この予算支援については財団法人栃木総合センターの補助を受け入れ、今後も積極的に支援を図ってまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては、企画部長、産業観光部長、教育部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下昇君） 私のほうからは、1番目の地域特性を生かした循環型コミュニティーづくりの件と、後ろのほうの5番的那須塩原市のシンボル、緑豊かな云々という件に関しまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、1番目の循環型コミュニティーづくりについてお答えをいたします。

那須塩原市に新しく移り住んでくる人がふえるような提案をできる方法はというご質問でございますけれども、那須塩原市は交通の利便性や自然環境などに恵まれ、ほかから移り住んでくる人も比較的多い都市でありますけれども、これから人口減少時代を迎える中では、これがどう変化していくのか、なかなか予測がつかないところがございます。個々の人の移り住んでくる動機も異なり、なかなか難しい課題ですが、本市が誇れる資源を

最大限生かしながら、現在行っております施策をさらに魅力あるものにしていくことが近道ではないかと思っております。

次に、平成15年に政府は観光立国の目標を掲げましたが、これを踏まえた当市のまちづくりの目標、時代の要請についてお答えをいたします。

住民のニーズは年齢や地域、あるいは社会環境によっても異なってまいりますので、今後、行政がつくるまちづくりの指針は、おのずと総合的なものとならざるを得ませんが、観光や自然といった本市特有の資源、さらには人口減少や少子高齢社会は、まちづくりを考える上で基本に据えなければならない問題と考えております。まちづくりは、住民からの意見や提案、行政が抱える課題などを一つ一つ吟味し、行政が行うべき分野を検証し、策定した計画を着実に実施していくことと認識しておりますので、まちづくりを進めるに当たっては、住民のニーズや提案を幅広く吸い上げていくことで、本市の目標や時代の要請を判断したいと考えております。

したがって、その方策といたしましてアンケートやパブリックコメント、あるいは地域説明会、車座談議を実施してまいります。そのほか、ホームページや広報紙により、市政情報を発信してまいりたいと考えております。

続きまして、5番目の緑豊かな自然と美しい環境に沿ったまちづくりのためにということでご質問がありましたが、さきの循環型コミュニティーづくりについての中でお答えしましたように、行政は行政が行うべき分野を検証し、策定した計画を着実に実施していくことと考えております。また、本市の根幹的な施策を決定する場合には、各部門からの意見、提案に対する調整、すなわち部門を越えた横からの補完を図りながら進めており、それぞれの事業成果がトータル的に機能して、那

須塩原市の発展に貢献できるよう努めているところでございます。

市民の理解を得る方策についてというお尋ねもありましたが、これについてはさきにお答えしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私のほうからは(2)と(3)の観光と農業関係のご質問に答弁をしたいと思います。

まず最初に、観光関係の答弁を行いたいと思います。

国際観光都市と呼ばれるための基準についての質問ですが、基準を定めたものはございませんが、一般的には、外国人観光客の受け入れに積極的に取り組み、受け入れ態勢が充実している市町村と考えております。

次に、具体的方策についてお答えをします。

那須塩原市には、塩原、板室の温泉地があり、自然景観にすぐれ、名所旧跡も多いことから、国外からの観光客にも楽しんでいただけると考えております。ただし、現時点では誘客宣伝や受け入れ態勢が必ずしも十分とは言えず、今後、県や関係機関と連携を図りながら市の観光地を広く国外に紹介するとともに、協会パンフレットの作成やホスピタリティー等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客が求めるものについてどのように把握しているかについてお答えをいたします。

かつては、観光旅行といえば団体周遊型、慰安旅行型が中心でしたが、旅行に対する価値観の変化に伴いまして、個人旅行型に移行しつつあります。また、旅行スタイルも旧来からの温泉保養や名所旧跡めぐりに加え、テーマパークや体験施設、アウトレットモール等でのショッピングなどの比

重が高まっていると考えております。

次に、農地関係の質問にご答弁をいたします。

農地の利用についてお答えをいたします。

初めに、耕作面積及び農業従事者増減の傾向とその背景と対応策についてですが、平成2年の耕地面積が1万559haに対して、平成12年は1万110haで、おおむね横ばいの状態を保っております。一方、農業従事者ですが、平成2年に7,421人であったものが、平成12年には6,337人に減少をしております。また、農家戸数につきましても、平成2年に4,145戸、平成12年には3,265戸に減少をしております。

このように耕地面積を維持した状態で農業従事者及び農家戸数が減少しておりますので、農業経営の大規模化が進展していると言えます。その要因としては、認定農業者の認定促進や農地流動化の促進によりまして、小規模経営の農家から大規模経営の農家に農地が集積していることが挙げられ、足腰の強い農業が定着しつつあるものと考えております。今後も引き続き認定農業者、農地流動化の促進による大規模経営を推進していきたいと考えております。

次に、市民農園についてお答えをいたします。

平成17年度の市民農園開設面積は約2万4,000㎡で、平成16年度と比較して約3,000㎡減少しておりますが、開設場所が市街地やその周辺であることから、開発等により減少したものだと考えております。土地の所有者は第2種兼業農家でありまして、市民農園の利用者は市街地に居住する方が多数を占めていますので、農業体験の機会を提供することは、農業を理解していただく意味でも重要であります。利用希望者がさらにふえれば、今後も増設していきたいと考えております。

次に、有機農業と有機農産物についてですが、生活の質の向上を求める機運が高まっており、中

でも食については、健康の基本であり、農産物の安全・安心に対する関心は非常に高いものがあります。無農薬栽培や低農薬栽培、有機肥料を中心とする栽培が関心を持たれ、こうした栽培技術を導入する生産者がふえる一方で、生産現場から消費者へ渡るまでの生産履歴がわかるトレーサビリティシステムの構築が進められているところがあります。本市におきましても、J Aなすのによる生産履歴記帳運動が進められております。

農産物の品質向上については、産地づけをする上でも最も重要な要件でございますが、求められる比率の中には安全と安心が当然ながら含まれております。厳しい産地間競争に打ち勝つためにも、今後も安全・安心な農産物を安定的に供給できる強い産地づくりを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、4番目の学校給食と食育についてお答えをいたします。

まず最初に、食材の主産地とその構成率でございますけれども、学校給食で使用されている食材は多種にわたり、その日の献立によって異なることや、同じ品目でも時期によっては複数県にまたがったり、食材によっては製造会社表示となっております。年間を通じて食材構成率を算出することは困難な状況であります。

市内の特色を生かしたメニューでございますけれども、例えば黒磯地区では「巻狩りすいとん汁」、西那須野地区では「開拓鍋」、塩原地区では、箒川の清流でとれたアユの塩焼きなど、また、季節感をあらわすメニューとしては、メロンやミカンの果実類、さらにはひな祭り、端午の節句、お月見などの季節の行事に合わせた献立を工夫して、子供たちが学校給食を通して季節感を味わったり、伝統行事に関心を持ったり、食に対する意

識の高揚が図られるよう献立を工夫しております。

生産地については、できるだけ地元産を利用するよう心がけております。市内で生産された食材の学校給食への利用についてでございますが、昨年度から黒磯管内の調理場では、キャベツ、キュウリを給食食材として利用しており、平成17年度から、さらにジャガイモを加え、西那須野管内の調理場まで拡大をして利用しております。

自給率との質問でございますけれども、米、牛乳については既に100%地元産を利用しております。キャベツは56%、キュウリは73%の利用となっております。食材を通じて地域の農業に関心が深まるよう、今後さらに生産者やJ A、関係機関との調整を図り、使用できる品目を拡大していく予定であります。

どう食べるのかという指導のことについてでございますが、児童生徒の給食指導は、各学校の給食主任の先生を中心に、クラス担任が給食時や学級活動の中で指導をしております。また、学校栄養士や調理場職員が給食時に各学校を訪問し、児童生徒と一緒に給食を食べながら、正しいマナーについての指導や給食に対する要望、給食の残量などの実態を把握し、献立の作成に生かしております。さらに、子供たちと保護者が一緒に給食を食べる機会を設け、給食の現場を直接確認できるなど、親子の交流を図ることにより家庭でも食に対する関心が高まるよう、試食会なども実施いたしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 最初に、6の市長さんが車座談議についてお答えをいただいたことについて。

まず、立場というものが私はあると思うんです。それは、市長さんの立場というのは行政の中です

から垂直、縦の関係での自分の位置だと思えます。それから地域で展開したいということですが、地域というのはそもそも水平、横なわけです。市長さんが提案した車座の中で、縦と横という関係があると思えますけれども、それは、縦では責任というものが発生しますけれども、横というのは、責任というものはなかなか発生しない形態だと思えます。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。
企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 物にはいろいろな考え方がありますので、適切な答弁になるかどうかわかりませんが、横でもお互いの意見を尊重し合いつつも、やはり一つのものに集約していくというような作業は当然あるわけです。ですから地域においても、もちろん別に命令とか、そういう形での縦形式的な統制はないなりにしても、横と話し合ってまとめていくということは当然あるわけですから、横はまとまらない、縦ならまとまるというような単純なものではないし、社会はそうやって我々は成り立っているということで、地域で生きているというふうに私は考えております。
以上です。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 車座という言葉なんです、今私が聞いたこととつながっていますけれども、車座というのは丸くなって話し合いをすることです。丸くなって話をするということは、なかなか責任者がだれなのかということとはわからないことなんです。昔、言葉じりはちょっときついかもしれませんが、何かを決めて上申したり、果たし合いをするときには、責任者を明確にしないように車座になって話ししたり、それから車座に連記して署名したということです。そういうこ

とで、私は、市民に対して車座ということが、言葉としていかなものかと思えます。

それともう一つ、言葉上、何か担当する職員さんをつけてくれるということですが、これは張りつくという言葉がちょっとよくわからないんですが、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 世の中の一般論の言葉では、確かに車座という単語は、それこそ丸くなって、ひざを交えて話すという話だと思います。今回の車座という市長が使っている単語は、形だけにとられるのではなくて、精神的に、要するに市民とひざを交えて、同じレベルのレベル、要するに市民の目線とかよく言いますが、そういう目線で、みんなでお互い話し合う。お互い同士は市民同士ですから、そういう目線でしょうし、今回市役所職員も交えていただいて一緒に地域を考え、いろいろ悩みながら進めていくことになろうかと思えますけれども、一緒にレベル、要するに縦系列、列に考えていないから横のレベルで考えていくということで車座と、そういう精神的な意味も込め、また、もっとじっくりお話ししましょう、本音のお話をしましょうということをお互いに、市役所職員も遠慮なく日ごろ考えていることを言って、間違っていれば正していただくというような意味合いで使っているというふうに私どもは理解しております。

それから車座で、要するにそういう横の平行なレベルでは話がまとまっていけない、それは確かにまとめる部分もあるかと思えます。指揮、命令でやるわけではありませんから。ただし、このように多様化している社会でありますから、いろいろな考えがある。その中でいろいろな話し合いを、要するにそれこそ車座になって話ししてい

ば、おのずとどこかにしゅうれんをされて、こういうことで行きましょうかという大きなコンセンサスが得られてくると。そういうやり方が、これからの社会ではやはり大事ではないかということの先駆けとして取り組んでいくという姿勢であります。

ですから、まだこういうやり方について、たくさん先進例があるわけではありませんから、いろいろ試行錯誤しながら、市民の皆さんとともに考え、歩んでいく、考えながら進んでいく。じっくり考えてから、何年も考えてから進んでいくのではなくて、考えながら進んでいくと、そういうことで市長も提案したという私どもは位置づけで、担当部門としては取り組みをさせていただいております。

以上です。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 市長の提案は既に外に出しておるものです。外から聞きますと、内部ではどのような車座があったのですかという声があります。それと、話し合いは話し合いで終わるわけではないです。これはどこかで決定しなくてはいけないんですが、市民が決定するということができる、自分たちで決めるという範囲がないと、ただ単に話し合いで終わってしまうのではないかなと思います。そのためには、決める、それと予算化というのが投げかけの上では必要なことです。その上で、市川市の1%という形を提案させてもらったんですが、決めるという権限と、それから予算というのは、必ずついて回るところです。

先ほど何か予算が何とかかんとかと、ちょっと聞き漏れてしまったので、それも含めてお聞きしたいです。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（松下 昇君） まず、何点かあったと思いますけれども、内部で車座になって話しているのかという話がありますが、内部には庁議を初め、いろいろなレベルの会議がありまして、お話し合いをしながら行政を進めております。当然、今回の車座談議のことにつきましても、当然部内で一担当職員が考え出したということではなくて、部内で議論をし、それから部間の中で、例えば庁議、そういう中で話をしながら方向性を出して進めているということで、内部では車座というようないメージで話をしながら進めております。

それから、車座談議のやつでは何も決められないのではないかというふうにお考えになっているのですけれども、先ほど言いましたように、市民は十分に知識を持っていますし、賢いわけですから、いろいろな話が確かに出るとは思います。多様化しておりますから。その中でも話し合っていけば、ある程度のしゅうれんされるもの、地域課題等はこういうものがあるんじゃないか、こういうところでみんなが困っているんじゃないか、こういうことを解決していきたいねというような話がまとまってくるんじゃないかと思います。

そういうものに対して、それを行政が、こういうのは行政が対応するものだというふうになれば、当然お金がかかるものは予算化をして、議会に諮って、市の行政としてやっていくものもあれば、市民が実際自分たちでやったほうが良いよと、何でもこういう厳しい財政状況の中で、こういうものはやはり市民みんなで知恵を出せば解決するものがあるんじゃないかということで、いろいろな分割をされていくんだということで、おのずと縦の組織をつくらなければ話が進まないというふうには考えておりません。

予算化の市長の答弁の関係を申しましたが、コミュニティという特化したご質問という形で、

先ほどはお答えさせていただいていたと思いますので、コミュニティーの支援関係につきましては、本市では自治総合センターのコミュニティーの活動支援ということで、現在は教育委員会が事務所管をして、実際には申請等をやっておりますけれども、そういう備品を整備したりするものに対して、助成を市が受けてコミュニティーに交付するような形の流れの中で支援をしております。

市川市は、ご提案のあったものについては、当方も勉強させていただいておりますけれども、本市としてはそのような形で今後も行きたいというふうに、コミュニティーの助成関係については考えているところであります。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 地域内で話し合いをして、順位ということが出てくると思うんですが、地域内の順位なんですか。それとも地域全体を集めたときの順位を決めるということなんですか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えいたします。

地域の座談会にオブザーバーとして参画されていた中でお気づきだと思いますが、地域の個人個人はいろいろなご提案、ご要望等をいただきます。さて、それは市側から見れば、お互いの横のその地域の中で見れば、どれが最初にやって、どれが次に来るんだろうというふうになると、それは予算の制約があるわけですから、すべて必ずかなわないのが現実ですので、順位づけというのは当然あると思います。そういうもの等は、やはり今までは地域の中で具体的に横と話し合いをしていないで、個々の、またその15公民館区域でやりましたけれども、その中のもっと小さな細分された中で必要なものをご提案いただく。もちろん個々のものは大切なものだと思いますけれども、さて、じゃその地域に行政として関与する場合、ど

れを早くやるべきであろうというのは、主体的に市のほうではもちろん判断いたしますが、やはり市民の目線で行政をやっていく立場に立てば、市民の中でお互いに話し合いをしながら、やはりここから順位づけたという形で、地域の施策については十分にあり得るだろうと思っています。

それから、全体につきましては地域のいろいろな要望をそれぞれ検証いたしまして、市の中、要するに市役所といいますか、中で議論をして、そしてそれぞれ総合計画に登載をするなり、そういうシステムの流れを経て、その中で当然順位づけができると思いますので、逐次具現化をしていくと。それについては当然議会で諮りながら進めていくというスタイルになってくるんだと思います。以上です。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 地域で処理できるものは地域で処理していいと思うんです。そのための予算があればということの提案でございます。

また、順位というのは市民でも、今言われたように、市全体の問題としてさまざまな提案をされる方がいると思います。その部分と地域の問題が一緒になってしまうので、地域の人としてはコミュニティーの問題なのか、市の問題なのか、地域の問題であると限られたのであれば、それは地域で解決しよう、そのためには予算があればなど思うのではないのでしょうか。そして、その上で地域が充実してこそ、地域で出た市全体の提案が市の順位として採用されるのはいいと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 今のご質問につきまして、市政懇談会でも市民の方からお話がありましたけれども、それにお答えしていますが、先ほど言いましたように、市民みずからが地域で解決し

よう、それにはある程度のお金がかかるということになれば、市が直接やるより安くできるものも実際にあります。そういうものは、やはり市のほうからある程度の助成をしてやっていくことは当然あると思いますけれども、ご質問がコミュニティーという特化したような概念でお話いただきましたので、そういう制度は、今の自治総合センターの支援していただける助成金を活用していきたいとお答えしましたけれども、地域でやるものについては、コミュニティーという単位でやる場合ももちろんあるでしょうし、こういう分野は、もしかするとこれは地区の子供の育成会が実際にやったほうがいだろうなというアイデアももちろん出てくるかもしれませんが、コミュニティーにやるのではなくて、いきなりそこがやるかもしれませんし、地域の中にNPO等があれば、そこがやるかもしれませんから、コミュニティーという組織に何でもかんでも交付するという発想では、もちろんございません。それは車座談議で出てきたもののいろいろなアイデアの中で実施する主体がおのずと決まってくるでしょうから、そこに支援することは当然展望の中であると思いますけれども、まずは先に予算があるから考えてくださいよという発想でいるわけではございませんので、いろいろな話し合いをしながら、役割を決めながら、そこでどうしたら一番予算が効率よく使えるだろう、そういう中で考えていくものだと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 地域の力がなくなってきたということが、子育ての問題、教育の問題、それにつながっていると思います。地域の力をつけさせるということでは、車座談議はとても有効だと思いますが、その辺の明確な地域の力をつける

んだ、その積み重ねで市の力がつくんだということを確認して提示してもらいたいです。

やり方で、この車座談議はとてもすばらしいと思います。しかし、ごちゃごちゃにする、市のよくごみを運んでいる車がありますけれども、同じ資源でも、分ければ資源、まぜてしまったら何かと書いてありますけれども、明確に地域を育てる手段として予算化、そういうものをつくっていただきたい。その積み重ねとして市が発展すること、コミュニティー力がつくと思います。

要望としてお願いします。

次に、循環型の1番についてでございますが、さまざまな要件で那須塩原市に移っているということがあります。先ほど私が1の時代、2の時代、3の時代というふうに区分をしましたが、既に那須塩原市に移ってくる方は、仕事も大事であるけれども、生き方が、もう一度自分の生き方を追求したい。そういう形で自分の生活の質を上げるということ、そういうことを心に込めてこの地域に来ると思います。

農業を通じて、今までは農業がややもすると厳しいから兼業ということだと思っておりますが、農業がやりたいから兼業だと、そういう人が非常にふえていると思います。そういう意味で、どうでしょうか。もう一度受け入れるということでお聞きしたいんですが。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） 最初の答弁でも申しましたように、この那須塩原市に移り住んでくるきっかけといいますか、動機は、人それぞれいろいろなことがあると思います。確かに今議員がおっしゃられたような考え方でいらっしゃる人もいますし、これは会社の都合の転勤で来る人もいれば、事業所がここにあるのでという形でも来れば、いろいろな方がいらっしゃると思います。田

舎が好きだからリタイアして来る方もたくさんいらっしゃると思います。それはいろいろありますので、市の行政はやはり総合的にやっていきますから、それぞれいいところ、市の特色を生かしながら、各分野がいろいろな仕事をしていく中で魅力あるものがいろいろ出る。

例えば先ほど市民農園関係もお話が出ていましたように、ああいうものもどんどん進めていくという話になれば、田舎に行って、農業まではできないなりに、そういうものをしてながら東京に平日は勤めようとかという方も当然出てくるだろうし、また、産業がどんどん進んで、この地域がますます発展していけば、就職先として本市を選ぶという方も当然出てくるだろうし、いろいろな方策で人がふえるためにわざわざ特化してやるということではなくて、いろいろな行政を展開していく中で、やはり人がふえてくるような政策のほうで、基本的には、住民が満足しているからみんなが来るんだという観点に立てばいいことでしょうか、その方向性で進めていくということになるかと思います。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 以前に3Kという言葉がありました。バブルのときは、きついということ、それから汚いということ、危険というものがありました。今、部長さんのお話しされた中で、同じ3Kでも環境、それと観光、健康と福祉ということがこれからのまちづくりと生活の充実を図るのではないかと思いますけれども、その辺の一体化が当然塩原、それから板室観光に結びつくと思うんです。その辺のことをもう一度ちょっとお聞きしたいんですが、リンクされた考えで。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（松下 昇君） お答えいたします。

現在各部でいろいろ内部議論をして考えている

内容について、まだ統合化されておられませんから、まだ何とも今日ここで、リンク関係はこうなっていますとかというのはちょっとお答えできませんけれども、想像するに、簡単に考えれば、当然那須塩原市は自然豊かな環境、これは新市建設計画のタイトルにもありますような形で、人と自然が共生する、市長も申しましたように、その環境は大事にしていくし、当然観光も、それから当然これから少子高齢化、どんどん高齢化してくるときには健康管理はやはり人々の最大の願いであります。当然リンクしてきたような形で出てくるかと思えますけれども、今、どのようにリンクをしていくかという回答につきましては、総合計画を策定していく中で十分議員さんにも説明をしていきますから、そのときにご提言等をいただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） この3つの合わさった町、地域というのは、全国を見ても本当に少ないと思います。その中で、それをより活性化するための交通がしっかりしている、東京の首都圏に近い、そういうことを考えますと、この地域は本当にこれからの時代の旗というんでしょうか、モデルになる場所だと思います。そういう意味でぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それと、学校給食についてなんでございますが、今、パーセントでお答えしていただきました。そのように要望しましたから。と同時に、物を生産するにはとても水を使うということ、小麦1kgをつくるのに水を600・使うそうです。そうしますと、日本で今輸入している小麦、これはパンになるのかうどんになるのか、さまざまだと思いますけれども、約600万tあるそうです。これを計算しますと36億 m^3 。ぴんときませんけれども、水に

換算して使用量にしますと、大阪市の水の量の7年分だそうです。この水を小麦と一緒に輸入しているということになるわけです。その辺を踏まえ、学校給食をより自給率、言葉はどうでしょうか、できるだけ子供たちが使うものを毎年毎年向上させて、水の問題、環境の問題とリンクさせてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 行政にかかわるもの、あるいは調理場で調理をするもの、そういうものが基本的な環境問題にかかわる認識を深めることはとても大切だと思いますけれども、直接でき上がった食材、食べ物から、直接そこまで子供たちに、今限定的に水の問題で子供たちに認識を深めていくという部分にまで到達するのは、なかなか困難かな、基本的には食べるということは、環境と密接に関係がありますし、その都度その都度、身近にかかわる食材と環境のものについては学校の中で話題になりますけれども、今のものがそこまでいきなりたどり着けるかどうかというのは、ちょっと疑問点がありますので、もう少し研究をさせていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 那須塩原市の売りとして、観光、環境、それが一つと、できるだけ学校給食を自前でつくっていく。これも一つ大きな挑戦というのか、那須塩原市はさすがだというものを提示できるように展開できると思うんです。できるだけ学校給食は、水の問題は遠くかもしれませんが、少しずつ少しずつ学校給食の場から耕作地をふやして、それに老人がかかわって行って、小さい子、大人、老人がリンクしていけるように考えていってほしいなと思います。

それと、少し戻ってしまいますけれども、合併

をして不安という言葉が出たと思うんですが、合併をして不安ということなのか、合併をして明確な指針を受けられないから不安だなと私は思うんですが、既に合併はしてしまっているわけですからスタートは切られております。合併後のこういう行き方をするということを部長さん、さまざまお聞きしておりますが、明確な指針を出すことが、黒磯、塩原、西那須野の一体化につながると思います。その辺の明確な指針を何か、自然に触れるという言葉だけでなく、もっと深みのある言葉というか、ございませんでしょうか。

○議長（高久武男君） もっと具体的に。

通告にも触れていないので、質問を変えてください。

14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 私の質問しました1からずっと6番までありますけれども、縦、よくタペストリーという話がございますけれども、行政はたくさんすばらしい縦糸を持っております。縦糸を横に編む横糸があります。それを市民の声をたくさん集めると、すばらしいタペストリーができていくと思いますので、今後とも市の方向を、自然を大事にしてすばらしい町をつくってもらいたいと思います。

以上、私の質問として終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高久武男君） 以上で14番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問は終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第48号までの各会計決算認定については、議会選出の監査委員以外の議員をもって組織する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長指名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に24番、植木弘行君、副委員長に27番、平山英君、16番、吉成伸一君、18番、君島一郎君、23番、若松東征君をそれぞれ指名いたします。

決算審査特別委員会は、各会計決算について、お手元に配付の議案付託表のとおり審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◇

◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のために各常任委員会に付託をいたします。

議案第77号から議案第93号まで及び議案第95号から議案第97号まで、並びに議案第101号の21件については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◇

◎決算審査特別委員会の設置及び

議案の委員会付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、決算審査特別委員会の設置及び議案の委員会付託についてを議題といたします。

認定第1号から認定第48号までの各会計決算認定については、那須塩原市議会委員会条例第6条及び第7条第1項の規定により、議会選出の監査委員である22番、相馬司君を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、異議ございませんか。

◇

◎請願・陳情等の関係常任委員会

付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第4、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された請願・要望2件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり関係常任

委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時02分